◇古平町では不育症治療費助成事業を行っています◇

○対象となる検査・治療は？

不育症の原因を特定するための検査及びスクリーニング等の結果に基づく治療です。

○対象者は？

※以下①～③のすべての要件にあてはまる方が対象です。

①北海道不育症治療費助成事業による助成の決定を受けた者【重要★】。

②古平町に住所を有する者で、町税等に滞納がない者。

③他市町村で、検査・治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者

○助成内容は？

※交通費助成は上記不妊治療時と同様です。

←――― 不育症治療に係る費用 ―――→

北海道不育症治療費助成事業	古平町助成事業	自己負担
上限10万円	上限10万円	左２つの助成を差し引いた額

○交通費の助成は？

不育症治療のための通院にかかる交通費等の一部を助成します。ただし、治療への同行（同行者も治療を受けた場合は対象）、薬を受け取るためだけの来院、支払いのためだけの来院は対象外です。

医療機関等の所在地		助成額（１往復あたり）
札幌市	（古平の自宅から75ｋｍ以内）	2,450円
	（古平の自宅から75ｋｍを超える）	3,200円

⇒裏面へ続く

○申請に必要な書類は？　【町への申請前に道への申請が必要です★】

①古平町不育症治療費助成事業申請書（別記様式第１号）

②道助成金の交付決定の写し★

③道助成金の助成決定指令文の写し★

④不育症治療費助成事業受診等証明書の写し（道実施要綱第６条第１項第１号に定めるもの）

⑤検査・治療に係る領収書

⑥（事実婚の場合）事実婚関係に関する申立書（別記様式第２号）

○古平町への申請の期限は？

１回の検査・治療が終了ごとに、道助成金の交付決定を受けた日の翌日から起算して３０日以内。

※道への申請は期限が異なりますのでご注意ください。

～お問い合わせ先・相談先～

（不育治療に関する相談もお受けしています※秘密厳守）

古平町役場　保健福祉課　健康推進係

（古平町子育て世代包括支援センター『古平すくすくセンター』）

０１３５－４８－９８３９

★北海道不育症治療費助成事業に関してはこちら➡